

神奈川県 聴覚障害者福祉センターだより

2020（令和2）年6月・7月号

センターにおける新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策

神奈川県の「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」により

4月9日（木）から8月31日（月）までの間、臨時休館 とさせていただきます。

ただし、電話・FAX・メール対応業務、手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者通訳介助員の派遣、緊急を要する相談は、実施しています。また、特定日曜日の部屋利用予約は受け付けていますが、受付方法はメール、電話、FAXのみとなります。（月曜日・国民の祝日は、従来通りお休み）

そして、手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者通訳介助員の感染防止対策として、通訳時以外のマスク着用、手洗いの奨励、待ち合わせ時間の短縮等をお願いしています。それに加えて、飛沫感染防止のため、透明マスク（シールド）と手指消毒綿（盲ろう者通訳介助員のみ）の配布も行っています。情報保障者が安心して通訳活動を行えるよう、今後も対策を検討していきます。



新型コロナウイルスに感染したかも？ このような症状があるときは、どうしたら？



- ① 高い熱がある
- ② 咳が出る
- ③ 息が苦しい、強いだるさがある
- ④ 匂いや味がわからなくなる

このような症状が出たら、病院に行かないで、
「相談センター」に連絡してください。

【帰国者・接触者相談センター連絡先】

■ 藤沢市 ■

FAX：0466-28-2121 平日 8時30分～17時15分
電 話：0466-50-8200 毎日（土・日・祝日を含む）9時～21時

■ 茅ヶ崎市、寒川町 ■ 毎日（土・日・祝日を含む）9時～21時

FAX：0467-82-0501 / 電話：0467-55-5395

○相模原市 毎日（土・日・祝日を含む）24時間

FAX：042-750-3066 / 電話：042-769-9237

○横須賀市 平日 8時30分～20時 土・日・祝日 9時～17時

FAX：046-822-4874 / 電話：046-822-4308

○横浜市 毎日（土・日・祝日を含む）9時～21時

FAX：045-664-7296 / 電話：045-664-7761

○川崎市 毎日（土・日・祝日を含む）8時30分～21時

- ・川崎区 FAX：044-201-3291 / 電話：044-201-3189
- ・幸 区 FAX：044-556-6659 / 電話：044-556-6715
- ・中原区 FAX：044-744-3342 / 電話：044-744-3104
- ・高津区 FAX：044-861-3308 / 電話：044-861-3341
- ・宮前区 FAX：044-856-3274 / 電話：044-856-3217
- ・多摩区 FAX：044-935-3394 / 電話：044-935-3217
- ・麻生区 FAX：044-965-5204 / 電話：044-965-5218

○上記以外の市町村 毎日（土・日・祝日を含む）24時間

FAX：045-285-0216 / 電話：045-285-1015

神奈川県では、帰国者・接触者相談センターから新型コロナウイルス感染の疑いがあるため指定する病院へ行き、検査や診察を受けるようにと連絡があった場合は、指定病院で診察を受ける際にテレビ電話機能を活用した遠隔手話通訳を利用することができます。

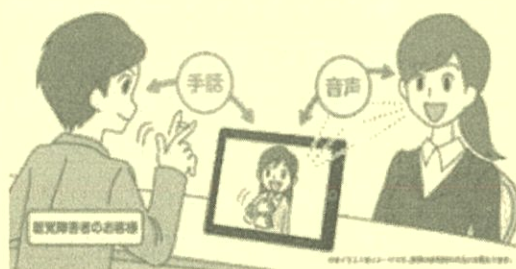
（次ページに続く）

★通信環境等の状況により利用できない場合、また、途中で利用できなくなった場合は、筆談での対応となります。

★内容が変わる場合がありますので、随時、当センターのホームページをご確認ください。

【自分のスマートフォンを使用する場合】

【スマートフォンを持っていない場合】



※ 病院又は県所有のタブレット

「遠隔ろうあ者相談」スタートしました

遠隔ろうあ者相談を予約で受け付けます。
テレビ電話を使った相談方法です。

- 【対象者】 新型コロナウィルスについて、
心配な人・不安な人・情報がない人
- 【予約方法】 E-mail soudan@kanagawa-wad.jp
FAX 0466-27-1225



- ①名前 ②市町村 ③予約希望日 をメールまたはFAX してください。
- ・テレビ電話の通信方法については、個別にお知らせします。
 - ・遠隔ろうあ者相談では、医療的なアドバイスをすることはできません。
自分の体調に不安な人は「帰国者・接触者相談センター」に連絡してください。
 - ・相談内容により、関係機関や市町村に繋がります。
 - ・その他の相談は、メールやFAX を使って相談してください。

【相談日と時間】 水曜日（1日 午前10時～12時 午後13時～16時）
木曜日（半日 午前10時～12時）
金曜日（半日 午後13時～16時）

センターからの
お知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止による
臨時休館期間内の お問い合わせについて

神奈川県「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」により、
4月9日（木）から8月31日（月）までの間、臨時休館とさせていただきます。
電話・FAX・メール対応業務、手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者通訳介助員の派遣、
緊急を要する相談は、下記お問い合わせ先までお願いします。

＜電話・ファックスでのお問い合わせ＞

TEL : 0466-27-1911

FAX : 0466-27-1225

＜Eメールでのお問い合わせ＞

※ Eメールでのお問い合わせの際には、

「kanagawa-wad.jp」からのメールを受信できるよう、設定してください。

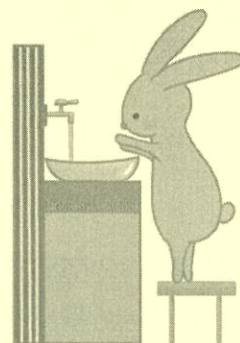
【総合受付】office@kanagawa-wad.jp

【手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員派遣】haken@kanagawa-wad.jp

【要約筆記者派遣】pc-youyaku@kanagawa-wad.jp

【相談・指導、聴力検査、補聴器調整】soudan@kanagawa-wad.jp

【盲ろう者に関する相談】moro-sodan@kanagawa-wad.jp



発行 神奈川県聴覚障害者福祉センター
〒251-8533 藤沢市藤沢933-2
電話 (0466) 27-1911 FAX (0466) 27-1225
E-mail office@kanagawa-wad.jp
ホームページ <http://www.kanagawa-wad.jp>